

平成26年度第7回府中市子ども・子育て審議会 議事録

▽日時 平成27年1月14日(水) 午前11時00分から午後12時20分

▽会場 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室

▽出席者 委員側 鈴木会長、平田副会長、若杉委員、臼井委員、長崎委員、坂田委員、清水委員、田中委員、中田委員、中山委員、藤原委員、横山委員、吉田委員、鷺尾委員、室委員(15名)

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、前澤子育て支援課長、市ノ川子育て支援課長補佐、関根子育て支援課主幹、小森保育支援課長補佐、赤岩児童青少年課長、今永教育部長、酒井学務保健課長、山田学務保健課長補佐、宮崎地域福祉推進課長補佐、相馬障害者福祉課長補佐、福田健康推進課健康づくり担当副主幹、加藤子育て支援課推進係長、河邊保育支援課管理係長、須田保育支援課認定給付係長、阿部児童青少年課放課後児童係長、青木葉学務保健課学務係長、徳永子育て支援課推進係職員、大内子育て支援課推進係職員(20名)

(株) アイアールエス

▽欠席者 加藤委員、佐賀委員、井村委員、上條委員、木下委員(5名)

(開会)

事務局

皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、ご多用のところ本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成26年度第7回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

(※事務局 資料確認)

それでは、審議会の開催に先立ちまして、事務局より、ご説明とご挨拶をさせていただきます。

まず、1点目に、本日の委員の出欠状況についてですが、本日欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、5名でございます。また、委員につきましては、ご都合により途中で退席されるとのご連絡をいただいております。

なお、本日の会議は、委員20名のうち、15名の委員にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第7条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目に、本日の審議会の傍聴ですが、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、1月1日号の「広報ふちゅう」および市のホームページで募集を行いましたところ、1名の応募があり、すでにご入場いただいております。

次に、ここで子ども家庭部長よりご挨拶をさせていただきます。

子ども家庭部長

皆様こんにちは。明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。本年の最初の審議会となりますので一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、ご多用の中、昨年中は前年度分の2回を含めると全8回の審議会にご出席をいただき、毎回大変ご熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまをもちまして、子ども・子育て支援計画に関するパブリックコメントを昨年11月から12月にかけて実施し、そこでいただいたご意見を反映させて、本日最終的な答申書案をお示しできることとなりました。本日につきましては、まずパブリックコメントでいただいたご意見にどのようなものがあったのか、それを受けて答申書をどのように修正したのかということにつきまして、事務局からご説明とご報告をさせていただき、その上で皆様からご意見を頂戴して、最終的な調整を加え、答申書を確定させたいと考えております。

今後の動きでございますが、来週には会長と副会長から高野市長に確定した答申書をご提出いただくこととなっております。市では、この答申書をそのまま市の「子ども・子育て支援計画」とさせていただきます、本年4月の新制度の開始に合わせて、計画をスタートさせたいと考えております。支援新制度につきましては、国からの指示等もまだまだ不足している部分もございますので、4月以降も継続して府中市における子ども・子育て支援制度の完成を目指していくこととなります。

本年の開始にあたりまして、府中の子どもたちの笑顔を今後も守るために、皆様にはまた1年間、制度の運用等を含めまして、さまざまご審議をいただきますことを切にお願い申しあげ、新年のご挨拶とさせていただきます。

事務局

ただいま、子ども家庭部長の挨拶の中でもお話がありましたとおり、本日は、計画策定の最後の会議となります。議題（2）において、審議会から市長への答申書について、委員の皆様のご承認をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。また、答申書につきましては、1月22日（木）に会長と副会長から高野市長へお渡しいただく予定ですので、ご承知おきください。次に、本日の審議会の時間配分につきまして、議題（1）と（2）を合わせて1時間程度とし、会議終了時間は12時20分頃を予定しておりますのでご協力をお願いいたします。

それでは、議題に入りますが、前回までの会議と同様に、発言する際のマイクの使用について、ご協力をお願いいたします。それでは、会長、よろしくお願いたします。

会長

皆様明けましておめでとうございます。日本、またパリをはじめヨーロッパ、世界各国が大変に不穏な情勢でございますけれども、府中市は平和で何よりでございます。

本日は第7回ということで最後の審議会になりますが、パブコメの意見が取り揃って、回答案がございますので、そこから議題を進めてまいりたいと思います。それでは、議題「（1）パブリックコメント手続の実施結果について」事務局よりご報告をお願いいたします。

（次第1 議題（1） パブリックコメント手続の実施結果について）

事務局

(※ 資料38「パブリックコメント手続の実施結果について」を説明)

会長

3名の方から、計画(案)を読んでの精緻なご意見をいただきました。また、児童虐待についてはデータを追加することができました。ご意見に対しての市の立場や回答について、ご意見やご質問があればお願いします。

児童虐待のデータとして、32頁に子ども家庭支援センターの総合相談件数やその内容について付け加えられていますが、ここには直接児童相談所への相談件数は含まれていないということによろしいでしょうか。

事務局

こちらは、子ども家庭支援センター「たち」の相談の受付件数でございまして、児童相談所で受けた相談件数はこちらの中には含まれておりません。

会長

ということは、児童相談所にも府中市在住の方のいろいろな相談がいつているでしょうから、実際はこれよりも多いとみられるのでしょうか。

事務局

児童相談所とは連携を図っておりまして、府中市の子ども家庭支援センターで受けた児童虐待の相談については、それぞれの内容に応じて児童相談所へ送致または要請という形でお話を通しております。府中市を管轄するのは多摩児童相談所ですが、多摩児童相談所が受ける相談には、府中市で受けた相談件数と児童相談所自体で受けた件数の他に、多摩市や稲城市など他市の件数も入っていることとなります。

会長

ありがとうございます。大変数が多くて驚いています。これを掲載するという事は、ある意味で警鐘を鳴らすといえますか、市民の方にもご理解をいただくという点で意味あることだと思います。あまりこうした数字は出したくない自治体もあるかと思いますが、他に何かありますでしょうか。

委員

32頁の児童虐待相談の数字の件については、会長がおっしゃるように非常に件数が多いように危惧される方もいると思います。この数字は実件数なのか延べ件数なのかによって、市民の受け取り方も変わってくると思いますので、可能であれば実件数なのか延べ件数なのかを記載をすれば、数字が一人歩きしないで済むと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

件数につきましては、こちらに掲載されております32頁の表、例えば平成25年度の相談件

数は児童虐待が216件、全体で計863件となっていますが、これは平成25年度に新規で受けた相談件数でございます。その他に継続の件数もこの倍近くございますので、相談員1人あたりの持ち件数はかなり多いということになっております。

会長

いかがでしょうか。継続の相談も別にあるとのことですので、かなり多いということになります。

事務局

今のご意見を受けまして、分かりやすいように実件数なのか延べ件数なのか、あるいは新規件数なのかを記載することについて、後ほど検討させていただければと思います。

会長

何か補足していただけるとありがたいと思います。他にご意見はありますでしょうか。

委員

同じ箇所を確認をさせていただきたいと思います。パブリックコメントのご意見のNo. 4で「児童虐待防止対策の推進」についての質問を受けたことについて、「保健センター等との連携を図り対応していく」との回答になっていますが、この32頁、33頁を見ると、数字的に児童虐待の件数が多いという印象を受けてしまいます。第2章自体が現状データの報告という内容になっていますので、どこに入れるべきか悩むところではありますが、「すでにこうした対策をしている」という記述があってもよいのではないかと思います。このデータだけを出してしまうと、何も対策を講じていないのではないかというような捉え方をされるのではないかと感じ意見させていただきました。

会長

事務局の方から、これについていかがでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。863件という平成25年度の件数の中には、保健センターからご連絡をいただいた件数、75件も含めたものになっております。他の児童相談所や警察、福祉事務所からの通告の件数も合わせて、子ども家庭支援センターで受けた新規の相談件数となっております。また、現状の行っている対応については、第3章において記載をさせていただいております。

会長

何か補足説明をするなど、事務局で検討していただくことにしたいと思います。

他に、ニートの関連や青少年の居場所づくりについてもご意見が寄せられているようですが、それについて何かございますか。また、小学生の放課後の居場所づくりについても熱心なご意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。

委員

今回の審議会の内容自体が、幼稚園や保育園、0～5歳児が中心でございましたので、小学生や青少年の内容がどうしても少なくなっておりますので、そうしたことがNo.7、10、11に現れているのではないかと思います。小学生の放課後について、放課後子ども教室のあり方についても、まだ何が良いか分かっていないというところもありまして、他の自治体を見学し、良いところを取り入れることでもっと活性化するのではないかと考えております。

会長

ありがとうございました。他の分野の計画、高齢者・地域福祉・障害者の計画のパブコメの意見は件数はもっと多いのですが、子ども関連にお寄せいただいた方は、熱心な市民の方という印象を受けました。感想やご意見がございますか。

委員

パブコメの意見のNo.1「延長保育ニーズは、市立と私立において変わらない」というご意見に対し、市の考え方では、「延長保育は私立保育園を中心の施策で対応する」と回答されています。市の方では、現状として市立保育所では私立保育園に比べて延長保育のニーズが少ないとの認識をされているのかどうかということをお伺いします。

事務局

ただ今のご質問ですが、市では「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」において、公立と私立の役割を明確にし、今後、市立保育所については6エリアの中に6箇所を基幹保育所として残していくという方針を示したところです。延長保育については、市立保育所のニーズがないということでは決してありませんが、これまで民間さんのほうで実績があり、多く実施していただいているということもございます。今後、基幹保育所への移行に向けて、市立保育所においてはその役割を明確化する中で、別の形での施策を中心に展開させていただきたいと考えておりますので、今回のパブリックコメントにおいても、延長保育の部分は民間にシフトをさせていただくという考えを記載いたしました。

会長

ニーズはどの保育園にも同じようにあるはずですよ。市としてのスタンスは、できるだけ私立の方でということになってはいますが、市立保育所のもつ意味が今後どうなるのか、見えない部分があります。府中市の市立保育所の今後について、民営化の流れの中で基幹型として残すということがこの回答からは何となく伺えますが、それでよろしいでしょうか。

事務局

会長のおっしゃるとおりでございます。市立保育所を6箇所、府中市が運営する施設としていくことは変わりません。

会長

公立の保育所は基幹型で残すけれども、そこでは延長保育等は役割として担わないというスタンスになっていますが、これでよいのでしょうか。

事務局

説明不足で申し訳ございません。現状、市立で行っている延長保育は、通常の11時間開所にプラスαで19時、20時というかたちで実施していますが、民間では22時までお預かりいただいている保育所もございます。現状実施している公立の延長保育については、そのまま実施をいたしますが、20時、21時、22時まで預けたいというニーズにつきましては、民間の方にお願いしたいということでございます。6箇所の基幹保育所については、最低限の延長保育は継続して実施させていただきます。市立は15箇所ありますが、現在20時までの保育を実施している保育所は4箇所しかございません。その4箇所を6箇所に増やすかどうかは今後の検討課題となっております。

会長

特別保育に関しては、公立ではあまり実施していない、これはどこの自治体も同じです。その理由は、保育士が公務員であるため早朝や深夜などの時間に対応が難しいこと、また、コストの面もあると思います。公立の保育所は基幹型としての役割を担い、延長保育は民間へ、これは役割分担だと思いますが、民営化すると「質が悪くなる」と反対運動が多くなるのが、昨今の府中市での現状でございます。

副会長

この件については、保育検討協議会からの報告書が出ており、その中にはいろいろな意見が取り入れられています。そのため、この場で議論する問題ではないと思いますので、意見は控えます。

会長

この審議会は立場が違いますが、非常に疑問としては残ります。この議題はここまでとさせていただきます、次の答申案について事務局から説明をお願いします。

(次第 1 議題 (2) 答申書 (案) について)

事務局

(※ 資料39、39-2「答申書 (案) について」説明)

会長

ありがとうございました。答申案の内容、計画案の主な改正点、今までなかった部分のご説明をいただきました。それでは、答申案、計画書の内容について、ご意見、ご質問があればお伺いします。まだ、ご発言されていない方、審議会へのご感想でも結構です。

委員

審議会の当初から待機児童のことが気になっています。54・55頁の「施策4 保育所等待機児童の解消」について、いろいろな施策をもって解消を図る中で、「平成29年度を目途に、主として私立保育園の整備により対応します。」とありますが、目途が立たない場合もあるのではないかと印象を受けるのですが、もっと違う記述ができないものかと思いますがいかがでしょうか。

会長

少しあやふやな印象を受けるということでしょうか。事務局いかがですか。

事務局

本審議会で以前にもお話をさせていただきましたが、国はまず平成29年度までに府中市に限らず、全国の自治体で待機児童を^{ゼロ}0にするという施策を打ち出しています。新制度においても、平成29年度までに待機児童解消ということで、府中市ではニーズ量に対して概ね7施設ほど整備をしないと不足が^{ゼロ}0にはならないという計画にさせていただきました。

ただし、実際問題として、必ず^{ゼロ}0になるという約束ができない状況にあります。これは、待機児童が発生した時からずっと続いている問題であり、新たに施設を作れば、そのぶん入園させたいという保護者の方達も増えるということで、たちごっこのような形になってしまいます。横浜市も待機児童^{ゼロ}0宣言をしましたが、その翌年には再び約300~400人程度の待機児童が出てしまっているという現状があります。当然、ニーズがあれば行政としてはそれに応えていかなければいけませんので、計画書の書き方としてははっきりしないものになってしまっていますが、こういう表現にさせていただいております。

会長

藤原委員いかがでしょうか。この1年のうちに生まれてきた子どもの保育所の利用意向は、昨年実施したニーズ調査では把握しきれず、また、転入の若いご夫婦のご意向は分かりかねる部分があります。そのため、大丈夫ですと言えない部分もあるのではないのでしょうか。

委員

おそらくそうだろうと思います。行政としては、実現が不可能な数字を出すわけにはいかず、この表現でやむを得ないという風に理解します。

会長

余裕をもってたくさん保育施設を作っておくというわけにもいかないという保育の現状でございいます。他にはいかがでしょうか。

委員

この審議会では、就学前の子どもから小学校6年生までの議題が特に多かったと思うのですが、私が気にかかっているのは、民生委員として市民の皆さんから相談を受ける中で、18歳くらいまでの中高生のひきこもりについて、そのご両親や祖父母からの相談が大変増えているということです。東京都では、ひきこもりに関する講演会が年に何度も開催されているので、ぜひ話を聞

いてほしいとお伝えするのですが、講演の場所が遠くて足が向かなかつたり、あるいは、保護者の方は自分の子どもが部屋から出て来ないまま、半年も1年も経っていて、将来の展望が見えないと大きな苦しみを抱えておられます。資料38のNo. 11でひきこもりやニートなどの対策に関する意見に対する市の考え方にも、「NPO法人などと協働しながら、支援体制を整備していく」とありますが、こうした思春期の子ども達への具体的な対策があればと思います。ひきこもりの青少年が府中市に何人いるかというような調査は今までに実施されたことがなく、把握はされていないと思いますが、現にいます。15～16歳くらいの子どもの心の闇はどのように解決すればよいかと思ひながらなかなか手が出せず、良い案がなくて悩んでおりますので、ぜひ、支援体制の整備をお願いします。

会長

青少年の健全育成については、資料39の83頁あたりに記載がありますが、関連する委員の皆様から何かご意見はありますか。

委員

小学校・中学校の場合は「ひきこもり」という捉え方ではなく、「不登校」という捉え方で、必ず毎月調査しておりますので、中学校までの不登校児については、府中市として教育委員会において把握していると思います。

委員

高校生以降はどうでしょうか。中学校までは学校側が把握したり、支援してくれますが、受験で失敗したり、悩みがあって、高校入学後半年頃にひきこもりになるという方が多いようです。

委員

継続的に中学校から高校でもひきこもりという場合もありますし、高校生になってから新たに悩みを抱えて閉じこもってしまうということもあると思いますが、その子ども達と連携を取るか、つながりをつけておくネットワークのようなものが必要だと思います。また、それは訪問だけでなく、ひきこもりの子どもは喋るのがとても苦手なので、SNSなどインターネットでつながりを作っておくということも考える必要があると感じています。

会長

ありがとうございます。他に何かありますか。高校を中退する方が増えているようですね。

委員

中学校卒業後だと、こちらも把握していないところがあります。中学校では、不登校などで進路を決定する際に高校に行くことができない場合には、サポート校を紹介していく形が多いと思います。サポート校については、不登校の生徒の受け入れの実績があるので、その中で高校卒業の資格を取り、次に向かっていく子がいることも事実だと思います。高校を中退してひきこもりになった場合や、不登校の子ども達や保護者の相談を受けた際には、相談窓口の1つとして都内に3箇所ある精神保健福祉センターという公的な機関への相談を勧めるなど、さまざまなサポー

トを受けていただくよう対応しています。

会長

一部の方はひきこもりになってしまい、犯罪に加担したり、中年になってもニートのままで、高齢の家族に経済的虐待を与えているというような事例が増えています。

その他、答申の内容についてご意見はございますか。2つの答申の柱がございしますが、これでよろしいでしょうか

委員

2点ございます。1点は、学童クラブが6年生まで受け入れになりましたが、定員がオーバーして4年生以上が申し込んでも空きがなく入会できないというのは、待機児童の数字の中に入るのかどうか。2点目は、保育所待機児童の設定、カウントの仕方について、たちごっことおっしゃっていましたが、確かにそうだと思います。そのため、国の設定の方法が間違っているのではないのかと、そういう意見を問題提起としてできないでしょうか。

事務局

1点目の学童について、個々の学童クラブでは、入会できるところとできないところが生じているのですが、確保方策としては、他の学童クラブに通うこともできるので、提供事業量として含んでいます。また、市としては放課後子ども教室も受け皿の一つとして考えていますので、両事業が連携し、放課後子ども教室の方で特に高学年の受け入れを進めることができないかと思込んでいる状況です。

事務局

保育所等の待機児童についてですが、これは、国が待機児童の算出のルールを決めており、その全国共通のルールにおいて数字を出していますが、解消するための施策が多いか少ないかというところで待機児童数が変わってくるという面がありますので、府中市の施策で不足している面については、単に施設整備だけでなく、多様な保育サービスの拡充を含めて待機児童を解消してまいりますので、現状ではこの方法しかないと考えております。

会長

よろしいでしょうか。他の委員の皆様はいかがでしょう。言い残したことで結構です。

委員

これだけの計画をまとめられるのに、大変なご苦労があったと思います。数値的なものも多少の修正はあったようですが、順当なところだと思います。

私は、放課後関連や青少年健全育成についての取組、居場所づくりにも携わっています。先ほどご意見があったニート、あるいは児童虐待という問題について、件数が多いか少ないかは何とも言えない気がいたしますが、こうした「弱者」という言い方が適切か分かりませんが、そうした方々をどうフォローアップしていくか、NPO法人にお願いする部分もあるかと思いますが、市としてもやっていくべきだと考えます。ここに記載されている施策を進めていくなかで、今後、

具体的にどうなっていくのかということも、これから皆さんと一緒に考える必要があると思っています。

会長

計画としてこうした方針や施策をまとめた後、行政ができることと、皆様方それぞれの関連する分野でご協力をいただかなければならないことがあるということですね。他にはございますか。

副会長

パブリックコメントの回答については、次世代育成支援行動計画推進協議会で議論していた問題も多く、そちらの資料にも回答やデータが出ておりますので、私は発言しなかった部分も多かったのですが、次世代育成支援の中では「教育」が柱としてあまり入っていないのですね。そのため、小学校や中学校、高校をどうするかということは、それは教育だから学校に任せようという部分があります。極端な話をすると、次世代育成支援では、教育の部分以外で支援できることは何かと考えているところがあるので、その部分が少し抜けているように思います。実態として学校の事は学校に任せてほしいという話になっており、長く関わっていますが、今ひとつだなどと思ってきました。そのあたりの垣根を取り払いながら、ニートやひきこもりの問題について、両方で意見を出し合う必要があるという考えを持っています。

また、待機児童については、幼稚園の認定こども園への移行について、29年度、30年度頃にはということを市も期待しているのだと思います。ただ、今、保育所・保育園は迷惑施設になっています。市民の間では、遠くの保育所・幼稚園はありがたいが、自宅の近所にできると完全な迷惑施設として、反対運動が日本全国、特に首都圏では起きているようです。迷惑だと反対する側にも言い分はあり、うまくやっている所もあるという事例を先日も見ましたが、次世代を担う子ども達を預かる施設を最初から迷惑だ、土地の値段が下がるとまで言われるのはおかしいと思っています。迷惑だと言う権利もありますが、大切なお子さんを預かる施設をつくる義務や社会的責任もあるので、府中市ももう少しそのあたりのことを発信したほうがよいという気がします。お金があればできるわけではなく、運営する側も大変で、周辺の理解を得にくくなっているという現状があるようです。

平成27年4月施行の子ども・子育て関連3法に関しては、十分な情報が与えられているとは思えません。認定こども園が増えない、もしくは現状の認定こども園が認可を返上するという動きがあることもご存じかと思います。そのため、計画については、国から市町村に十分な情報が示された時期に、見直す機会が必要だと思います。平成29年に市が目途を立てるとするのは、消費税の問題も関連しています。消費税の問題が明らかになり、財源・財政がはっきりして、本当にお金が充当されるのかとか、現状よりも良くなる場所が増えるのだということが明確にわかってくると、より良い計画になるのではと。初回の会議の冒頭に申しあげましたが、幼稚園や保育園という垣根は本当に低くなってきています。形にこだわるわけではないですが、もし認定こども園に移行するとなると、現状では法律的にも制度的にも不備なところがあるので、移行することが非常に困難であるという事情もあります。国からの情報がしっかりしてきたら、この計画を見直す、認定こども園の設置等についても再度見直し・検討することができるのではないかと考えていて、平成29年頃がその境目になるのかなと。子ども・子育て関連3法は市が主導で実施ということですから、国の方針がはっきりすれば、府中市も、幼稚園や保育園も、認証保育

所も明確な態度を示しやすくなり、計画がより具体的になるのではないかと感じています。

会長

大変説得力ある意見をいただきました。保育園と共に高齢者のグループホームを改築するということで、急に地域の方が保育園を承諾するような例は、都内で近頃はあります。保育園だけだと反対運動が起こるとするのは、本当におかしな時代だと思います。

今後は教育と保育は垣根がなくなっていく、府中市、地方それぞれの町に合った形で、子どもを育てることができる時代になると思います。副会長のご意見について事務局から何かございますか。

事務局

さまざまなご意見を頂戴いたしまして、まさに、副会長がおっしゃったように国の制度が定まらない、また消費税の問題など、諸々の事情がございますので、お手元の答申書は1点目としては確実に推進すること、2点目として広く意見を反映させること、この2点となっておりますが、今皆さまからいただいたご意見を踏まえて、3点目として、適切な時期での計画の見直しについて、答申書に記載させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長

流動的な時勢において、国や市町村の動きが定まらない中で、今後、適切な時期に計画を見直すということを3として付け加える、概要・文言については会長、副会長に一任していただくということでもよろしいでしょうか。また、児童虐待についての記述やその他細かいところで修正がありましたら、そちらも併せて、会長、副会長の方にご一任いただけるということでご了承いただけますでしょうか。

(委員了承)

会長

それでは、全ての議題が終了しましたので、最後に「2 その他」について、事務局からお願いします。

(次第2 その他)

事務局

それでは、子ども家庭部次長より、ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

子ども家庭部次長

閉会にあたりましてご挨拶をさせていただきます。おかげさまで平成25年の7月以来、本日まで13回にわたりまして、皆様に活発なご議論をいただきました。その中で、府中市長からの諮問事項につきまして、答申をまとめていただき、本当にありがとうございます。今後、4月から新制度がスタートするにあたりましては、この計画に沿って、府中の子どもがいきいきと育つ

ていくまちづくりを目指して、施策の充実に向けて取り組んでまいりたいと思います。また、本審議会につきましては、常設の審議会でございます。皆様におかれましては2年間の任期ということで、引き続き委員をお願いすることとなります。本年度については、本日で最終になるかと思いますが、まだまだ新制度について、検討や議論が必要な諸々の事項がございます。今後も引き続き審議会の中で、皆様にご議論をいただく場面もあろうかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。誠にありがとうございました。

事務局

それでは、今後のスケジュールにつきまして改めてご説明をさせていただきます。

まず、本日は承いただきました答申書について、事務局において内容の最終調整をして会長と副会長のご了承をいただきましたうえで、1月22日に会長、副会長から市長へ提出をしていただく予定でございます。その答申書を受け、計画策定の庁内の諸手続を進め、年度内に策定する予定でございます。完成した計画書の冊子については、委員の皆様にも送付をさせていただきます。

今年度の審議会は本日で終了となりますが、これまで委員の皆様には、平成25年度に6回、26年度には7回、合計13回の審議会におきまして、さまざまなお意見や多大なご協力をいただき、誠にありがとうございました。なお、本審議会の委員の任期は、条例で2年と定められておりまして、皆様の任期は平成27年7月29日までとなっております。先ほど、子ども家庭部次長からもお話をさせていただきましたとおり、平成27年度につきましては、4月～6月頃にも審議会開催の予定がございますので、詳細が決定しましたらご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。まだ、これで終わりではなく、7月まで皆様のお役目があるとのことでした。今回の計画書は、適切な時期の見直しの余地を残したような感じではございますが、皆様方には2年近くにわたり、たくさんのお意見やご協力をいただきありがとうございました。これで計画策定に関する最終の会議を終わらせていただきます。最後に副会長何かございますか。

副会長

ありがとうございました。事務局の皆さんもお疲れ様でございました。

会長

それでは、皆様お元気で。またお目にかかりたいと思います。

以上